

災害・警報時の対応について

1 豊川市に暴風警報、暴風雪警報または特別警報（大雨、暴風、暴風雪、大雪）が発令された場合

- (1) 発令中は登校せず、家で待機します。
- (2) 午前6時30分までに警報が解除されたときは、平常通り登校します。給食中止の連絡があった場合は、弁当を持参します。
- (3) 午前6時30分から午前11時までに解除されたときは、自宅で昼食をとり、午後1時までに登校します。5時間目からの授業を行います。
- (4) 午前11時を過ぎても解除されないときは、臨時休業とします。
- (5) 登校途中で警報の発令を知ったときは、すぐに帰宅します。
- (6) 登校後に警報が発令されたときは、安全を確認の上、下校とします。状況により学校に待機することもあります。

2 豊川市に大雨警報、洪水警報等が発令された場合

- (1) 原則として、平常通りの授業をします。登校が危険であると保護者が判断した場合は、登校をひかえ、学校に連絡をして指示を受けてください。
- (2) 豊川市災害対策本部が「警戒レベル4（避難指示）」以上を発令したときは臨時休業となります。※金屋中学校は、洪水・浸水害の場合、佐奈川水系の避難情報に基づきます。

3 南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合

- (1) 原則として、平常通りの授業をします。登校が危険であると保護者が判断した場合は、登校をひかえ、学校に連絡をして指示を受けてください。
- (2) 登校後に発表されたときは、安全に配慮しながら授業を続けます。ただし、情報内容により、早めの下校や保護者引き渡しなどを行うこともあります。緊急連絡等でお知らせします。

4 大規模地震（震度5弱以上）が発生した場合

- (1) 学校からの連絡があるまで登校せず、家で待機します。
- (2) 登校後に発生したときは、保護者またはそれに代わる人に直接引き渡すことを原則とします。なるべく早く迎えに来てください。

5 その他

- (1) 豊川市教育委員会と学校が教育活動を続けることが困難と判断した場合は臨時休業とします。

6 お願い

- (1) 災害・警報時の情報は、気象庁HPや災害用伝言ダイヤル「171」を利用してください。
- (2) 災害時における家族の避難場所を確認しておいてください。

※ 警報等発令中は、学校の電話は緊急連絡のために使用します。個人的な問い合わせは、できる限りご遠慮ください。